

太陽生命の「財形年金積立保険」(契約概要)

2018年12月現在

この契約概要は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また「ご契約のしおり・約款」についてもご確認ください。

商品の正式名称

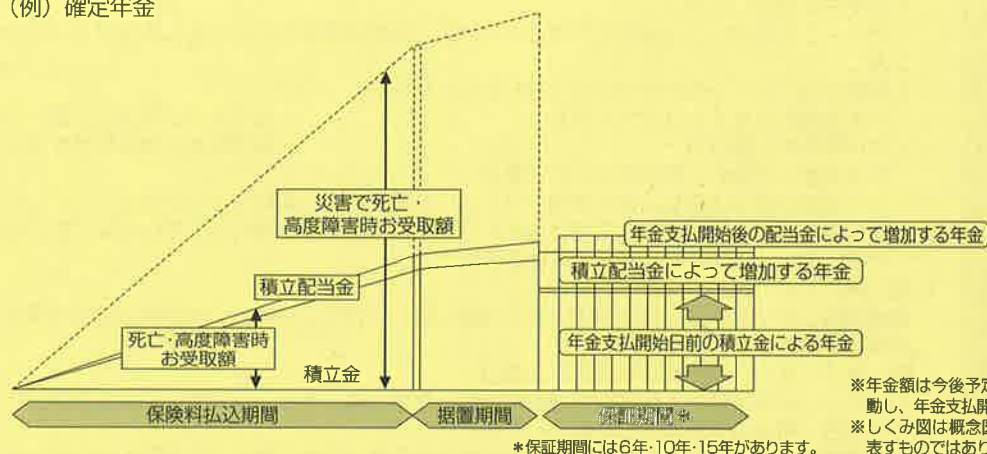
「財形年金積立保険」です。

商品の特徴

この保険は、被保険者が60歳以降の年齢になられたときに年金をお支払いし、老後の生活安定機能を図ることを目的とした勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成年金貯蓄専用の商品です。貯蓄機能に加え、保険期間中に不慮の事故で死亡したり高度障害状態に該当したときは、払込保険料累計額の5倍相当額の保険金をお支払いする保障機能も備えております。

商品のしくみ

(例) 確定年金



※年金額は今後予定利率の変更等により変動し、年金支払開始直前に確定します。
※しくみ図は概念図であり、金額の大小を表すものではありません。

加入資格

保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者（職業の種類を問わず、事業主に雇用される者）とします。
役員（兼務役員を除く）、事業主および同一生計家族はご契約できません。
ご契約年齢は満15歳以上満54歳以下です。

保險契約關係者

保険契約者、被保険者および年金受取人は、同一の勤労者であることを要します。

保険料の払込

保険料の払込は、事業主が、賃金から控除し定期的に払い込むこととします。
毎月払、賞与払およびそれらの併用があります。
払込保険料累計額は385万円（財形住宅と合わせて550万円）を限度とします。

年金のお支払い

年金開始日以降、毎年、の契約応当日にお支払いします。年金の種類には確定年金（6年、10年、15年）のほか、10年保証終身年金（定額型・逓増型）があります。
年金額は年金支払開始時（初回年金開始日）に確定します。
10年保証終身年金は年金開始日以降の解約はできません。

保 険 金 等 の
お 支 払 い

○災害死亡・災害高度障害保険金

被保険者が責任開始日以降に発生した災害・不慮の事故・第三者の加害行為等を直接の原因として事故の発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に死亡したまたは所定の高度障害状態に該当したときは、その事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額をお支払いします。

○死亡・高度障害給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡または責任開始日以降に所定の高度障害状態に該当したときは、死亡日または高度障害日における積立金額をお支払いします。

ただし、災害死亡保険金・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。

のい 金払 当支 配お

ご契約後2年目から契約者配当金が生じた場合、当社所定の利率で積み立てておき、年金支払開始日に年金額の増額に充てます。

年金支払開始日前に契約が消滅した場合は、解約返戻金・給付金等とともにお支払いします。

年金支払開始後2年目からの配当金は年金額の増額に充てます。

なお、毎年の契約者配当金は経済情勢等により変動（増減）し、決算実績によっては0となる年度もあります。

解約返戻金のお支払い

ご契約後、短期間で解約されますと払込保険料累計額より少ない場合があります。
返戻金額例表は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

税務上のお取扱い
(2018年12月1日現在)

お払いただく保険料は生命保険料控除の対象にはなりません。

年金は非課税扱となります。

解約等要件違反の場合は解約返戻金に積立配当金を加えた金額から払込保険料累計額を差し引いた金額が課税対象となり、一時所得扱となります。

災害死亡保険金、死亡給付金は相続税の対象となります。

災害高度障害保険金、高度障害給付金は非課税扱となります。

引受保険会社

太陽生命保險株式會社

2018年12月現在

この注意喚起情報は、ご加入の申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また「ご契約のしおり・約款」についてもご確認ください。

クーリング・オフ制度

「財形年金積立保険」のお申込みにはクーリング・オフ制度は適用されません。

責任開始日

保険契約のお申込みを承諾し、保険契約者を雇用している事業主が第1回保険料相当額を保険契約者の賃金から控除した日から保険契約上の責任を負います。
生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結等の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

保険金等が支払われない場合

- 免責事由に該当した場合
つぎのような場合には災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が生じても保険金をお支払いできません。
この場合は、死亡・高度障害給付金をお支払いします。
 - ・被保険者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱
- 責任開始日前の疾病や災害
責任開始日前や疾病や災害を原因とする場合には、災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金をお支払いできません。
- 重大事由により保険契約が解除された場合
つぎのような重大事由で保険契約が解除となった場合は、年金・保険金・給付金をお支払いできません。
この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - ①保険契約者や受取人等が保険金・給付金を詐取する目的で事故(未遂を含みます)を起こした場合
 - ②受取人に年金・保険金・給付金の請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
 - ③保険契約者や受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ④当社の保険契約者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由がある場合
- 詐欺による取消し・不法取得目的による無効
保険契約者または受取人による詐欺の行為を原因として契約が取消しとされた場合、または、保険契約者に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があり契約を無効とされた場合
この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻ししません。

解約について

保険料、積立金額等の計算の基礎の変更について

信用リスクについて

生命保険契約者保護機構について

は確認書(財形年金積立保険)をご覧ください。

解約されたものとみなされる場合

- ・保険契約者が退職・転任その他の理由により勤労者でなくなり、その後保険料が払い込まれないまま2年を経過した場合等関係法令および約款により要件違反となった場合
- ・最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合
- ・財形年金の積立期間の末日から2ヵ月以内に「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出がない場合
- ・海外転勤者が出国日から7年以内に国内勤務にならなかった場合または国内勤務になってから2ヵ月以内に「海外転勤者の(特別)国内勤務申告書」の提出がない場合
- ・育児休業等を取得し保険料が払い込まれないままで租税特別措置法施行令に規定する再開日までの期間を経過した場合

保険金・給付金の支払に関する手続き等の留意事項

- ・お客様からのご請求に応じて、年金・保険金・給付金のお支払いを行う必要がありますので、年金・保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- ・お支払事由が発生する事象、年金・保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・年金・保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

この保険に関するご照会先について

太陽生命保険株式会社 企業年金課 受付時間 9時~17時(土・日・祝日・年末年始を除く)
TEL 0120-98-1502(通話無料、IP電話の一部は利用不可) / 03-3272-6230